



警察庁丙情対発第20号

平成24年6月29日

日本私立大学団体連合会会長 殿

警察庁生活安全局長



各種犯罪に留学生を関与させないための周知・指導の御協力について(依頼)
平成23年1月以降、他人のID・パスワードやクレジットカード情報を悪用し、オンラインショップで電化製品等を購入して、国内の中国人留学生方に配達させて商品を騙し取る不正アクセス・詐欺事件や、他人のインターネット・バンキングのID・パスワードを使い不正送金した上で、中国人留学生を利用して不正送金先の口座から現金を回収する事件が全国的に多発しています。

多くの中国人留学生が、アルバイト感覚で安易に犯行組織の勧誘に応じ、全国規模で被害が発生する重大な事件に荷担する結果を生じております。

今後同種事案が続発すれば、治安維持の面で社会に重大な影響を及ぼすとともに、留学生自身の研究活動のみならず、各大学において他の学生に悪影響を与えるほか、大学の信頼が失墜するなど憂慮すべき事態が生じるものと考えます。

つきましては、貴連合会加盟の各大学に在籍している留学生等に対し、下記事項について周知・指導を徹底していただきますよう要望します。

記

1 中国人留学生等に対する指導

事件に関与した中国人留学生は、インターネットやチラシ、知人からの勧誘等により、商品受取役や不正送金先口座からの現金引出し役のアルバイトを知り、「おかしい話だと思ったが、割のいいアルバイトだったので引き受けた。」「途中で犯罪だと気付いたが、お金のために止められなかった。」などと、安易な気持ちでアルバイトを始め、犯罪に荷担してしまった結果、逮捕・検挙されています。

商品受取役のアルバイトは、日本人になりすまして荷物を受け取り、指定された場所に転送等するだけ、現金引出し役のアルバイトは、他人のキャッシュカード等を使って現金を引き下ろすだけで報酬を得られるものです。

このような甘い誘いに安易に応じることのないよう、各種ガイダンスや広報啓発活動を通じて留学生に対して周知・指導されるようお願いします。

2 警察との連携強化

犯罪や防犯に関する情報につきましては、警察との緊密な連携を推進し、学生の不審な行動等を認知した場合は通報を徹底するほか、犯罪被害を未然に防止するためにも情報の共有をお願いします。